

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人らと被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- ① 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ② 避難及び帰宅に要した移動費用
 - ③ 自主的避難前及び避難先からの帰宅後、自主的避難等対象区域内に滞在を続けたことから、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年4月22日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X1に対し金8万円、申立人X2に対し金8万円及びX3に対し金8万円（合計24万円）の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を4通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月17日

（仲介委員長 高木佳子、仲介委員 小島延夫、同 古田啓昌）